

第2回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年10月25日(水)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)
会 長 7番 知念 一義
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号	農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第8号	非農地証明願いについて
議案第9号	利用集積計画に係る意見決定について(貸借)
議案第10号	利用集積計画に係る意見決定について(所有権移転)
議案第11号	本部町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第2回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は1番委員と2番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。
- 議長 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
上記のことについて、別紙のとおり両名の合意に基づき貸借契約を解消すること
としたので、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農業委員会
へ報告します。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の合意解約は2件です。
番号1番 瀬底2858-1 登記 畑 面積946㎡
賃貸人:本部町在住U氏
賃借人:本部町在住O氏
解約成立日:平成29年9月24日
土地引渡時期:平成29年9月26日
解約の理由:両者の合意があったため
添付資料説明
- 番号2番 具志堅970-1 登記 畑 面積1064㎡
賃貸人:本部町在住N氏
賃借人:本部町在住T氏
解約成立日:平成29年10月4日
土地引渡時期:平成29年10月6日
解約の理由:両者の合意があったため
添付資料説明
- 以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたので質問がありましたらお願いします。
ないようですので、次に進めます。
- 議長 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、

農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 瀬底6256 登記現況共に、畑 面積239㎡
瀬底6265 登記現況共に、畑 面積564㎡

譲渡人:沖縄市在住O氏
譲受人:本部町在住H氏
規模拡大による所有権移転
添付資料説明

番号2番 瀬底6341 登記現況共に、畑 面積512㎡

譲渡人:沖縄市在住N氏
譲受人:本部町在住H氏
規模拡大による所有権移転
添付資料説明

番号3番 新里1079 登記 畑 現況 山林原野 面積1050㎡

譲渡人:名護市在住K氏
譲受人:本部町在住K氏
売買による所有権移転
添付資料説明

番号4番 謝花267 登記現況共に、畑 面積557㎡

譲渡人:本部町在住Y氏
譲受人:本部町在住I氏
売買による所有権移転
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第5号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第5号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第6号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第196号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の
促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底4627-1 登記 畑 面積343㎡

譲渡人:千葉県在住M氏
譲受人:横浜市在住S氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:住環境の良い、瀬底島に移住したため
計画通り事業を遂行できない理由:転用後に病院入院しており、
当該地で住むことが出来なくなったため。
添付資料説明

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
何か質問はありませんか。

ないようですので、進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、進めます。
議案第6号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第6号は可決いたします。

次に進みます。

議長

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による
許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 瀬底4627-1 登記 畑 現況 雑種地 面積343㎡
瀬底4624-4 登記 畑 現況 雑種地 面積61㎡

譲渡人:千葉県在住M氏

譲受人:横浜市在住S氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:住環境の良い、瀬底島に移住したいため

売買による所有権移転

添付資料説明

番号2番 伊野波541 登記 畑 現況 非農地 面積239㎡

譲渡人:本部町在住S氏

譲受人:本部町在住S氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在、借家住まいで自己住宅を建設したい

使用貸借権の設定

添付資料説明

番号3番 東151-6 登記現況共に、畑 面積108㎡

東151-7 登記現況共に、畑 面積134㎡

譲渡人:本部町在住K氏

譲受人:本部町在住H氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在、借家住まいで自己住宅を建設したい

売買による所有権移転

添付資料説明

番号4番 大堂114-1 登記現況共に、畑 面積219㎡

大堂115-1 登記現況共に、畑 面積315㎡

大堂116-1 登記現況共に、畑 面積66㎡

譲渡人:南風原町在住M氏

譲受人:本部町在住I氏

転用目的:農家住宅

転用理由:現在、借家住まいの為、申請地を購入し住宅を建設したい。

売買による所有権移転

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に質問や意見がありましたらお願いします。

議長 ないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第7号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第7号は可決いたします。
次に進みます。

議長 議案第8号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 願出人:本部町在住U氏
申請農地:瀬底2858-1 登記 畑 面積946㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂っている。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号2番 願出人:名護市在住M氏 他一名
申請農地:具志堅2759-1 登記 畑 面積719㎡
具志堅2760 登記 畑 面積1009㎡
申請要旨:申請地は長い間放置され雑草・雑木が生い茂っている。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号3番 願出人:宜野湾市在住H氏
申請農地:古島799 登記 畑 面積1081㎡
申請要旨:申請地は30年以上前から放置され、雑木が生い茂り畑として利用できる状態ではない。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住A氏
申請農地:健堅384 登記 畑 面積502㎡
申請要旨:長い間放置しており、畑として利用していない。現在は一部を駐車場として利用しており、もう一部は雑木が生い茂り畑として利用することが困難である。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:辺名地196 登記 畑、面積202㎡
申請要旨:約30年以上畑として利用していない。現在、砂利が敷かれていて使用困難である。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号6番 願出人:本部町在住I氏
申請農地:崎本部4528-3 登記 畑、面積44㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用することが困難である。

所有者:願出者に同じ
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

3番委員 補足説明致します。
番号1番は写真のとおり大きな木があって農地としての利用は困難だと思います。
番号2番は写真のとおり雑草や雑木が生い茂っていました。
番号3番は写真のとおりたくさん木があり農地としての利用は困難だと思います。
番号4番は一部は雑草が生い茂っていますが、一部が畑として利用されています。
番号5番は写真のとおり農地としては利用可能だと思います。
番号6番は土地の面積も小さく雑草が生い茂っていたため農地として利用するのは困難だと思います。
補足説明は以上です。

議長 議案第8号の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

3番委員 番号4番と番号5番は畑として利用可能だと考えられるため
否決でいいと思います。

議長 議案第8号の番号4番および番号5番については畑として利用できるため否決で、
また、それ以外は非農地として認めるという事でよろしいでしょうか
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第8号 非農地証明願いについては、
番号4番、5番号番については否決、
それ以外は可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第9号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 新里1065 登記現況共に、畑 面積4680㎡
利用権を設定する者:本部町在住K氏
利用権設定を受ける者:本部町在住K氏
利用目的:畑、10年間の賃貸借
添付資料説明

番号2番 野原417 登記 田 現況 畑 面積1746㎡
利用権を設定する者:本部町在住T氏

利用権設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、5年間の使用貸借
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。
(異議なしの声あり)

議長 質問がないようですので、議案第9号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとの事なので、議案第9号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第10号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 具志堅970-1 登記 畑 面積1064㎡
所有権を移転するもの:那覇市在住N氏
所有権の移転を受ける者:本部町
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、議案第10号は提案通り認めてよろしいですか。
異議なしとの事なので、議案第10号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第11号 本部町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について
議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第11号 本部町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について
上記のことについて、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき
農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定め、同条第3条
の規定に基づき公表することについて農業委員会の承認を求めます。

添付資料説明

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、議案第11号は提案通り認めてよろしいですか。
異議なしとの事なので、議案第11号は可決致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義